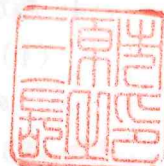


三原市告示第155号

三原市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年三原市規則第232号）の規定により、三原市すなみ海浜公園指定管理者の候補者選定に係る公募手続きを開始するため、次のとおり告示します。

令和7年9月17日

三原市長 岡田 吉弘



1 指定管理を行わせる公の施設の名称及び位置

名称

三原市すなみ海浜公園（以下「公園」という。）

位置

三原市須波西一丁目7番

2 指定管理者の指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間

3 指定管理者の要件

申請できる団体等は、次の掲げる要件のいずれにも該当する団体等であること。

- （1）団体（法人格の有無は問わないが、法律上、個人は指定管理者になることはできない）であって、事業者の場合、引き続き2年以上事業を営み、市税等を完納していること。
- （2）指定期間中、安全かつ円滑に管理運営業務を遂行できる能力を有していること。
- （3）地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある場合は、その取消しの日から2年以上が経過していること。
- （4）地方自治法施行令第167条の4の規定により市における一般競争入札の参加を制限されていないこと。
- （5）会社更生法に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- （6）三原市暴力団排除条例に定める暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の活動若しくは運営に積極的に協力し、又は関与する者その他の暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者をいう。）と不適切な関係を有する者ではないこと。
- （7）広島県暴力団排除条例第10条又は第11条の規定に違反する者ではないこと。

(8) 団体又はその代表者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者ではないこと。

(9) 市の議会の議員、市長、副市長、教育長及び行政委員会の委員が役員である法人その他の団体でないこと。

(10) その他法令等に違反していないこと。

4 指定管理者が行う公の施設の管理の基準

(1) 公園を海洋性レクリエーションその他の憩いの場として提供することにより、住民の余暇の活用及び健康の増進に寄与し、良好な管理運営を行うこと。

(2) 施設の効用を最大限に発揮させ、効果的・効率的な管理運営により市民サービスの向上を図るとともに、施設の管理経費の縮減に努めること。

5 指定管理者が行う公の施設の業務の範囲

(1) 公園の施設及び附属設備の利用提供に伴う業務

(2) 公園の施設及び附属設備の維持保全に関する業務

(3) 公園の維持管理に関する業務

(4) 公園の設置目的を発揮するための事業に関する業務

(5) その他施設の設置目的を達成するために市長が必要と認める業務

6 応募の期限

令和7年10月14日(火)

申請提出先 三原市経済部観光課

郵送の場合 当日必着

手渡しの場合 午後5時15分まで